

B型肝炎訴訟長野県弁護士による

B型肝炎

あなたも
予防接種が
原因では？

給付金請求 についての説明会

(予約不要・相談無料)

日時 平成26年**6月8日**(日) **午前10時～12時**

会場 **駒ヶ根総合文化センター講習・集会室** 駒ヶ根市上穂栄町23-1
TEL 0265-83-1131

B型肝炎の患者さん、キャリアの方、ご家族の方など、どうぞご相談ください。

〈説明会〉幼少時の予防接種によるB型肝炎ウィルス感染に関する給付金請求について
(給付金の要件、裁判の方法など)説明会の後、個別での相談もお受けします。

予防接種が原因でB型肝炎ウィルスに感染した人は、裁判で一定の条件を満たせば

国から給付金が支払われることになりました。

病気の進行、日常生活での不安や偏見・・・B型肝炎患者は大変な苦勞とつらい思いをしています。
B型肝炎ウィルスの感染経路は非常に限られています。「母子感染」となる大きな原因が、
国がすすめてきた集団予防接種における注射器の使い回しです。
その被害者数は、キャリアだけでも44万人はいると国は推計しています。

病態ごとの給付金額

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3600万円	慢性肝炎(発症後20年以上治療あり)	300万円
肝硬変(軽度)	2500万円	慢性肝炎(発症後20年以上治療なし)	150万円
慢性肝炎	1250万円	無症候性キャリア(感染から20年経過せず)	600万円
無症候性キャリア	(感染から20年経過) 50万円+検査費用などの補助		



B型肝炎訴訟
長野県弁護士

でんわ
連絡先

026-234-7754
長野県長野市妻科426
和田清二法律事務所内

弁護士事務局